

第 37 回北九州市 PCB 処理監視会議

1 開催日時 平成 29 年 1 月 25 日（水）14：00 開始 16：22 終了

2 開催場所 若松市民会館 小ホール

3 会議次第

- (1) 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について
- (2) 今後の安全かつ早期処理完了に向けた取組について

4 出席者

(1) 委員

浅岡 佐知夫	座長	内山 仁志	委員
大石 紀代子	委員	河井 一明	委員
清田 高德	委員	郡山 一明	委員
古柴 敏夫	委員	坂田 信子	委員
津田 潔	委員	成田 裕美子	委員
沼田 文子	委員		
山口 隆広	委員		

(2) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社

事業部長	吉口 進朗
事業部上席調査役	高橋 亮介
環境安全監査室 北九州環境安全監査職	吉田 春彦
北九州事業所長	安井 仁司
北九州事業所副所長	宗佐 和彦
北九州事業所副所長	津森 学
北九州事業所 所付	岳田 正徳
北九州事業所 総務課長	庄村 俊彦
北九州事業所 運転管理課長	佐藤 淳
北九州事業所 営業課長	宮本 修治
北九州事業所 近畿・東海エリア分室長	小河原 正嗣
北九州事業所 シニアアドバイザー	入江 隆司

(3) 関係行政機関

環境省大臣官房 産業廃棄物課長補佐	福井 和樹
北九州西労働基準監督署 安全衛生課長	高野 隆一郎
若松海上保安部 海上環境係	笠井 裕一
福岡県環境部廃棄物対策課長補佐	中門 光生

北九州市

環境局長	小林 一彦
環境局環境監視部長	谷貝 雄三

環境監視課長	佐々木 恵子
産業廃棄物対策課長	二宮 正巳
若松区役所コミュニティ支援課長	西山 陽子
産業経済局水産課長	樋渡 文隆
消防局規制課危険物係長	塔迫 弘章

(4) 事務局（北九州市）

環境局環境監視部 PCB 処理対策担当課長 宮金 満

5 議事概要

○事務局

定刻となりましたので、ただいまから第 37 回北九州市 PCB 処理監視会議を開会いたします。私、北九州市環境局の宮金と申します。本日、進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、お手元配布資料をご確認させていただきます。資料につきましては、資料 1-1 から資料 4-2、資料番号はそれぞれホチキス留めしておりますが、右肩に書いてございますのでご確認ください。

それから、資料の後に参考資料といたしまして、前回第 36 回監視会議の議事録、北九州市 PCB 処理監視会議の委員名簿を添付してございますので、ご確認いただきまして、不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

本日の監視会議委員の出席状況でございますが、大庭委員、梶原委員、嶋津委員、末松委員、古野委員、吉永委員、松永委員におかれましては、本日所用のため、ご欠席でございます。本日は、12 名のご出席でございます。

また、今回から若松区自治総連合会からご選出いただいております坂田委員におきましては、今回の会議が初めてのご出席でございますので、坂田委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

○委員

皆様、こんにちは。前年度までの長井委員の後任として受けさせていただきました坂田です。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。続きまして、このたび JESCO におきまして、人事異動があつてございますので、ご紹介をお願いいたします。

○JESCO

12 月 1 日付で豊田事業所からまいりました津森と申します。安全対策課長としてまいっておりますので、安全第一で取り組んでまいりますので、ぜひ、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは開会にあたりまして、北九州市環境局長の小林よりご挨拶を申し上げます。

○北九州市（環境局）

環境局長の小林でございます。会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、日頃から北九州市 PCB 処理事業をはじめといたしまして、本市の環境行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、本日お忙しい中、第 37 回の北九州市 PCB 処理監視会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

午前中には、事業所内の立ち入りも行っていただいております。長時間にわたり大変ご苦勞おかけいたしますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、北九州市 PCB 処理事業におきましては、現在、事業会社・国・本市の三者がそれぞれの立場における役割をしっかりと果たしまして、安全対策に取り組み、処理の安全性確保に努めているところでございます。一方、処理の推進にあたりましては、昨年 5 月に特別措置法が改正され、処分期間内、または特例処分期限日までの処理が義務づけられたところでございます。

北九州 PCB 処理事業エリアの変圧器やコンデンサーの処理期間は、全国で最も早い平成 30 年 3 月 31 日とされておりまして、処分期限までの時間は極めて短いものでございます。これまで以上に、速やかで的確な対応が必要不可欠だと思っております。

本日の会議におきましては、処理施設の操業状況や環境モニタリング結果等のご報告に加えまして、今後の安全かつ早期の処理完了に向けた取組につきまして、JESCO、環境省、本市のそれぞれからご報告させていただきます。

委員の皆様方には、どうぞ忌憚のないご意見を賜れば幸いです。本日は、最後までどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、ここからの議事進行につきましては座長にお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

議題 1 北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について

○座長

それでは、本日の議事に入ります。議題 1「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況等について」、JESCO から説明をお願いいたします。

○JESCO

JESCO PCB 北九州処理事業所長の安井でございます。資料 1-1 につき

まして、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元にお配りしております、資料 1-1「北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況及び処理の見通しについて」でございます。まず、冒頭ご説明させていただきますが、前回、7 月 27 日の会議までと用語が少し変わっておりますので、そのところをご説明させていただきます。

国のほうで、「PCB 廃棄物処理基本計画」を作っていただいております。まして、昨年 7 月 26 日にこれが改定されておりますが、この改定にあたりまして、これまで私どもが処理しております電気機器で、トランスと言っていたものが「変圧器」と呼び名が変わっております。また、コンデンサと止まっていたものが「コンデンサー」と伸ばすと。また、安定器その他汚染物としておったものが、「安定器及び汚染物等」といったことで、PCB 廃棄物のところにつきまして、呼び名・名称が変更になりましたので、本日より私どもの資料のほうもそれに合わせて変更させていただきます。

それでは、表 1 でございます。平成 16 年度から平成 28 年 12 月末まで、施設に受け入れているものの状況でございます。

「変圧器」でございます。搬入台数がこれまで 2,636 台となっております。前回の 7 月 27 日と比べまして、プラス 27 台ということでございます。これは、北九州事業エリアのものでございます。

処理対象台数に対しまして約 95%、また、登録されているものについては 96%のものを受け入れているというところでございまして、計画的に処理を進める一方、さらに、他に PCB 廃棄物が残っていないかという掘り起こし関係の営業活動も推進しているところでございます。

豊田事業エリアからは、新幹線に搭載されておりました車載の変圧器がでございます。12 月末までの間に 40 台の搬入を終えております。受入率といたしまして、36%ということになります。前回 7 月 27 日は、18 台ということでしたので、プラス 22 台となっております。

「コンデンサー」でございます。もともとの北九州事業エリアにつきましては、4 万 7,836 台の受入を終えております。前回より 901 台の上積みとなっております。現在こちらのほうが処理対象台数の 95%、登録されているものに対しては 97%という進捗になってございます。変圧器と合わせまして、その他に残っているものがないかということの営業活動を推進しているというところでございます。

また、コンデンサーにつきましては、東京事業エリアから約 7,000 台について北九州のほうに移動させていただいて、処理をさせていただきます。12 月末までに 3,140 台を受け入れておまして、前回から 994 台の上積みとなっております。表のところに進捗率を記載しておりますが、44.5%の進捗ということでございます。

「安定器及び汚染物等」でございます。もともとの北九州エリアにつきましては、2,815 トンの受入。前回より 107 トンを上積みということで進捗しておまして、処理対象と考えているものの 93%ということで、前回は約 90%でしたから、93%までの進捗。登録されているものに対しては 94%ということになってございます。処理対象見込の残り

としては約 200 トン程度かなというふうには、現在進んでいるところでございます。

また、豊田、大阪、この両エリアのものにつきましては、平成 27 年度から処理のために契約締結ならびに搬入調整を開始しておりまして、平成 27 年 8 月から受入ならびに処理を開始しております。登録されているものにつきまして、両エリアを合わせますと 3,362 トンということになってございまして、約 4,000 トンとなりますが、これに対しまして、登録量として全体の 84%の登録が進んでいるというところでございまして、処理として受け入れているものが 17.7%といったところまで進捗しております。前回は 10.2%というところでございました。

2 ページ目のところでございます。今までご紹介させていただきまして、PCB 廃棄物として保管事業者さんがお持ちのものということでございます。

(4) のところに、「運転廃棄物類」ということで記載させていただいております。私どもの事業所内で、PCB に汚染したような廃棄物が発生するということでございまして、その一部について事業所間を移動させていただいて、処理をさせていただくということで取り組んでいるものでございます。東京事業所のほうには、北九州事業所で発生いたします廃粉末活性炭を、平成 27 年 7 月から計画量の一部の搬出を開始いたしましたけれども、これは前回の 7 月 27 日にもご説明させていただきましたが、東京事業所のほうにおきまして、平成 28 年 3 月にこの廃粉末活性炭を処理する際に配管閉塞を起こすということで、改造を計画しております。これが今年度いっぱいかかるということになっておりますので、改造後搬出を再開するというようにしております。

大阪、また豊田におきましては、施設内で発生いたします運転廃棄物につきまして、平成 27 年 10 月から北九州のほうに搬入を開始させていただいております。その後一時停止しておりましたがこれは「27 年」は誤植でございます。申し訳ございません。「28 年」6 月から搬入を再開させていただいております。プラズマ熔融分解で無害化をさせていただいております。

2) 「長期処理の見通し」といったところで記載しておりますが、この資料の 9 ページを見ていただけますでしょうか。上の表が平成 28 年度の処理の進捗表となっております。前回 7 月 27 日の時にも、平成 28 年度処理の計画といったところで、第 1 四半期はほぼ実績数値をお示ししておりましたが、その後、処理が進んでおりまして、第 2 四半期ならびに第 3 四半期について、計画に対して実績がどう進んでいるかということをお示ししております。

変圧器につきまして、大型また車載の変圧器、またコンデンサー、安定器及び汚染物等につきましては、ほぼ計画に従って進めておりまして、第 4 四半期、年間が終わったところで、ほぼ計画どおりに進捗というふうに考えてございます。

小型の変圧器でございますが、こちらのほうにつきましては、保管者様のほうで PCB 濃度を分析されてございます。そういったところにより

まして、PCB 濃度が薄いものであったものが出てきております。前回もそういったものがあって、私どもの処理対象台数を約 300 台減らしていますよということでご説明させていただいておりますが、そういったものがまたその後も出てきております。現在、処理対象台数の見直しをしているというところでございます。

表の下のほうには、各年度にどれくらいずつ処理をするかということで計画を作ったものを示しておりますが、小型変圧器につきましては、100 台強くらいということで見込んでおりました。もともと、この小型変圧器につきましては、年間では 200 台程度の処理をする設備能力を有しております。29 年度中に全量処理に向けまして取り組んでいるというところでございます。

前のほうに戻っていただきますが、資料 3 ページからは、これも従前よりこういった形でご提示させていただいておりますが、3 ページ、4 ページにつきましては、受入状況につきまして、変圧器ならびにコンデンサーをエリアごとに分けまして、各年度ごとに何台ずつ受け入れているか、また平成 28 年度に当たりましては、月ごとで何台受け入れているかということについてお示ししております。

5 ページ以降は、処理の状況というところにつきまして、同じく年度ごと、また月ごとの処理の状況につきまして、5 ページにお示ししております。6 ページ、7 ページ、8 ページにつきましては、処理をしたことによりまして発生いたします鉄とか銅、処理が終わった油、そういったものにつきましての払い出ししている量につきまして、払出回数と量を年度ごと、月ごとにご提示しているというものでございます。現在、しっかり処理を安全に進めているというところでございます。

以上でございます。

○座長

ここでいったん質疑に入ります。何か意見はありますか。受入状況及び見込みですか。

○委員

処理対象台数と登録台数の違いというのは、この差が登録されていない台数ということなのですか。

○JESCO

はい、そのとおりでございます。国のほうがお持ちのいろいろなデータがございまして、私どもの処理の対象であろうというものも盛り込んだ数字が処理対象台数というところでございます。

私どもに対して、処理してほしいということで契約等々進めているものについてを登録している台数ということで、2 段書きでご提示させていただいております。

○委員

今、北九州 PCB 廃棄物処理施設の操業状況の説明を聞いて、設備・機

器の稼働率を算定して、計画条件と対比して設備の余裕率は何パーセントですかという質問でございます。

○JESCO

安定器及び汚染物等につきましては、現在、ほぼ100%で稼働させていただいております。変圧器とかコンデンサーにつきましては、かなり処理が進んできておりまして、処理設備が持っております処理能力に対しましては、もう少し小さい値での処理に続けておりますが、それぞれ変圧器につきましても、大型のもの、小型のもの、いろいろな大きさがありますが、小型のものにつきましては、能力的にはかなり余裕があるという状態での運転になってございますし、コンデンサーも若干余裕を持っての運転を続けております。

○委員

約何パーセントですか。難しいですか。

○JESCO

なかなかパーセントとしては難しいです。申し訳ございません。

○委員

今の最後の、9ページの進捗表でお伺いしたいのですが、先ほどの説明の中で変圧器の小型については低濃度のものがあるので、数量は見直し中ということで、計画からすると、第4四半期は結構残数が増えるのだらうと思うのですけれども、それは減ってくるからいいとして、次のコンデンサーのところ、この表のとおりでいくと、第3四半期の計画は690台に対して512台ということで、少し減っていますよね。それで、その分第4四半期に、計画通りとすれば処理数は増えてくるわけですが、下の全体計画のほうは、30年度の計画数が比較的小さな数が上がっているんで、29年度の繰越というか、30年度に多少数量が回っても、体制に影響なく、30年度には間違いなく全部の計画が終わるということだと思うのですが、この第3四半期のコンデンサーの、計画に対して処理する台数が、第2四半期等に比べてもかなり落ちていきますけれども、何かその辺は理由があったのでしょうか。

○JESCO

こちらのコンデンサーにつきましては、処理で、真空過熱分離装置といったもので、真空状態にして温度を高くした炉の中で、PCBを分離蒸留するという設備を持っております。この真空過熱分離につきましては、このあと、またご説明させていただくことになると思いますが、長期の保全計画に基づきまして、計画的に保全を進めてきておりました。

今年度につきましては、第1四半期、第2四半期という形で、当初、3台ある設備を、順次腐食対策工事をするという計画を考えましたけれども、これを第3四半期にまとめた点検といった形にするということ

にいたしまして、690 台に対して 512 台と、少し第 3 四半期が少なくなっております。第 4 四半期には、1,470 台という計画でございますけれども、こちらのほうは達成できる見込みでございます。若干、上増しができそうということで、ほぼ計画の台数を達成できるだろうということでございます。

○委員

分かりました。

○座長

他にはありませんか。特になければ、次の資料説明に入らせていただきたいと思っております。資料 1-2「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果について」、JESCO 及び北九州市から説明をお願いします。

○JESCO

引き続きまして、資料 1-2「北九州 PCB 廃棄物処理施設の環境モニタリング結果について」、ご説明をさせていただきます。こちらは 1 ページの上のほうに、弊社で行いました結果について概略を記載しております。2 ページ以降 12 ページまでがそれぞれのデータを表で記載させていただいております。表のほうにつきましては、黄色く着色しているところが、前回 7 月 27 日以降に測定した結果でございます。13 ページ以降は、どこで測定をしている場所といった位置図ですとかフロー図、また、モニタリング計画を添付しております。17 ページまでが JESCO の資料というところでございます。

1 ページに戻っていただきまして、JESCO で行った測定の結果というところでございます。

「周辺環境」でございます。周辺環境の大気につきましては、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、こういったものについて測定しております。夏と秋ということになります。これにつきまして、全ての項目につきまして環境基準等に適合していたというところでございます。また、水質につきまして、これも PCB、ダイオキシン類を測っておりますが、環境基準等に適合していたというところでございます。

地下水、土壌、底質、生物につきましては、年間 1 回ということでございまして、この 2 月に測定を計画しております。これにつきましては次回 7 月に結果をご報告できるものと考えてございます。

また、私どもの施設から外に出ていく、排気、排水といったものについて測定している「排出源」でございます。排気中 PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、あとプラズマから出ますが、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん、こういった項目全て協定値と適合していたというところでございます。

排水のほうでございますが、PCB、また雨水の PCB、ダイオキシン類、これにつきましても、基準等に適合していたというところでございます。悪臭と騒音でございますが、これも年間 1 回を来月、2 月測定の予定

に計画的に進めておりますので、こちらは次回の監視会議でご報告できるということで考えてございます。

○北九州市（環境局）

続きまして、北九州市のモニタリング結果について、ご報告をさせていただきます。資料の18ページをお願いいたします。

まず周辺環境につきましては、18ページから19ページでございます。黄色の網掛けをしている部分が前回の会議以降に測定をした箇所ということになります。周辺環境につきましては、大気、水質、底質、土壌、各項目について測定をいたしました。いずれの項目につきましても環境基準に適合してございました。

それから20ページ、21ページでございます。こちらがJESCOの北九州事業所からの排出ガスの測定項目でございます。こちらにつきましても、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン、硫黄酸化物、窒素酸化物等々測定をしておりますが、いずれの項目につきましても基準を下回っております。各項目につきましても、これまでと比較して上昇傾向にあるとか、今回特に高い数値を計測したとかいうものはございませんでした。以上でございます。

○座長

今の環境モニタリングの結果について、コメント等お願いします。

○委員

2ページの別添1の大気の測定値についてお伺いしたいのですが、基準値内では収まってはいるのですが、28年度、秋季のダイオキシンの値が他の月と比べて一桁上がって、少し基準値に近い値になっているのですが、これは何か要因というのは分析されておられるのでしょうか。

○JESCO

ご指摘いただいたとおりです。2ページのところに、黄色く着色して2段で書いてございます。夏と秋の結果でございます。このうちの秋のダイオキシン類の値が、現在、0.57という形で結果を受けてございます。ダイオキシンの中には、大きく言って3つの種類がございます。ポリ塩化ジベンゾダイオキシンというものと、ポリ塩化ジベンゾフラン、またコプラナーPCB、ダイオキシンに似た性状を呈しますPCB、大きく言ってこの3つの種類の物質をまとめて、ダイオキシン類ということになります。

私どもの施設からは、可能性のあるものは、このうちコプラナーPCBということになるかと思いますが、排出源のほうの結果を全部当たっておりますが、排出源のほうからは、特に高い値も出ておりません。この0.57のうち、約95%はポリ塩化ジベンゾダイオキシンという物質でございまして、このコプラナーPCBは、この0.57にほとんど含まれていないという状況でございましたので、私どもの施設からの影響ではな

いだろうということは考えてございます。

○委員

では、他の要因ということによろしいのですか。工場が関係しているものではないだろうということ。

○JESCO

弊社からの排気等々の影響ではないだろうと考えてございます。

○座長

今の件について、市側の見解を紹介してください。

○北九州市（環境局）

北九州市環境局環境監視課の佐々木と申します。今の件につきましては、事前に JESCO のほうからもデータを頂いておりました、この高い濃度の、先ほどのダイオキシン類 3 分類の構成比などもデータを頂いております。我々が測っております排出の排ガスの構成と比べても、異なったものであるということから、この高い濃度の環境のダイオキシンの原因が、JESCO の排ガスではないだろうということは判断しております。

ただ、この高い濃度というのがどこから来たのかということについて、ほとんどは焼却炉が原因だとは思われるのですが、周辺の焼却関係の排ガスの構成を見ましても、これに似たような構成のものがなかったことから、今の段階ではどこが原因かということとは分からないということです。

○委員

それに関連して、私たちはこの数字だけではなかなかよく分からないのでお聞きするのですけれども、例の東京の築地でも、測定業者が変わると途端に数字が変わったと。もちろん、それは測定者の問題ではなくて、別の原因だろうといわれていますけれども、北九州市さんにお伺いしたいのですが、北九州市で測定している業者と、JESCO で測定している業者は違う業者ですよね。それが1つです。

○北九州市（環境局）

同じです。

○委員

同じ業者ですか。

○北九州市（環境局）

はい。ダイオキシン類 PCB を測定できる業者が、北九州市内に非常に少ないものですから、入札した結果で、たまたまではありますが、これは一緒です。

○委員

その辺で、一緒の業者だと一緒の結果に近くなるのだらうと思うのですが、その辺については、双方のデータの突き合わせはされているようで安心なのですが、東京のことが少し頭に気になっているのですけれども、そういう測定者の、1社で両方がということで問題ないのかどうかというのは、どうなのでしょう。

○北九州市（環境局）

一応、計量証明も取っておりますので、このデータの信憑性については、疑いは持っていません。

○座長

この値自身がぎりぎりの値ですよ。そういうことで、これはもう1回測定するとか、そういう、頻度をもう少し上げて測定するとかいうことは考えないのでしょうかということ。

○JESCO

ダイオキシンの分析につきましては、結果が出るまでに結構時間がかかりまして、結果を聞いたのが今月に入ってからといったところでございます。ただいま、2月に計画しているものにつきまして、少し前倒しでサンプリングすることは考えてはございます。

○座長

その結果を見て、今後の対応を考えるとということでよろしいでしょうか。他に何か、意見はありますか。

○委員

雨水、海水排水口ですね。これは、調査ポイントが排水溝から60mとなっておりますけれども、これは、いつの頃からこの60mというのは決まったのですか。

○JESCO

これは、最近変えたものではなくて、かなり以前よりこのポイントでサンプリングさせていただいていると認識しております。

○委員

周辺のこの海域は潮流が速いと思いますけれども、60mを離れた時点で、この海水を採取するという理由は何ですか。

○JESCO

当初の、この場所を決めたときの経緯について、私が認識できておりませんので、また追ってご報告させていただきます。確認させていただ

きます。すみません。

○委員

というのは、60mも離れて海水を採取しても、いかがなものですか。排水溝の近くと 60m離れた部分と、これは比較すれば分かることだけど、潮流の早い海域で 60mというのは、やはり何か理由があるのですか。

○JESCO

もともと、私どもの施設から出て行く雨水につきましては、施設から出て行く場所では、サンプリングをして分析はさせていただいております。この海水につきましては、公共海域への影響を見るということで測定させていただいているということで、現在は 60m離れたポイントでのサンプリングということで、毎年同じような形で実施させていただいております。

○座長

よろしいですか。こういうことですよ。

雨水に関しては、出口で測っているということですよ。ですから、ある意味では、この海水というのは、海から近い所で測ったら同じ結果になるので、もう少し離れて全体的に海を汚していないかどうかを、駄目押しの的に測っているという意味ですよ。

○JESCO

そうだと思っております。

○座長

生物モニタリングは、やめたのでしたか。海域の生物モニタリングに関しては、中止したのだと思いますけれども。ありましたか。何ページですか。4 ページ、海洋というのは、まだあるんですか。

○JESCO

はい、4 ページの「6. 生物」といったところで、以前はムラサキインコガイという貝で測定させていただいておりましたが、これがなかなか採れないということで、これ、またはカメノテという生物に、途中で追加変更させていただいておまして、カメノテにつきまして、年 1 回、同じ 2 月の時期にサンプリングさせていただきまして、PCB とダイオキシンを測ってございますが、今年度につきましては来月、これを予定しております。

○座長

ですから、海域が汚れていた場合には、こういう生物に蓄積するであろうという考えのもとに、これをモニタリングしているということですよ。

ろしいですか。

○JESCO

はい。それは、そのように認識しております。

○委員

よろしいですか。そのカメノテですけれども、一応基準が設定されていないところで15とか9.8とか出ているのは、これは何をどう参考にされることになるのですか。基準は設定されていないというと、もう数値がないので、どうするのかなと思うのです。これを受けて、どうするのでしょうか。

○JESCO

これにつきましては、毎年同じポイントで測定をさせていただきまして、その結果、傾向分析を行わせていただこうと考えてございます。上昇していくものなのか、下がっていくものなのか、ばらつきがあるものなのかというところについて、施設が設置当初から分析をさせていただいております。

○委員

それで、この数字は、15とか9.8というのは下降傾向にあるから、傾向としてはいいのでしょうかけれども、この数字自体はPCB自体が心配のない数字なのですか。

○JESCO

はい。大丈夫と言いますか、心配のない数字でございます。

○委員

基準はないのでしょうかけれども、ある程度の……

○座長

ちょっと待ってください。今のことに関して、市の環境監視課のほうの意見も聞いておきたいのですけれども。今の生物の値です。

○北九州市（環境局）

基準がないということで、判断ができないということです。

○座長

いや、これはせっかくモニタリングしているのですから、考え方を教えていただきたいのです。

○北九州市（環境局）

考え方は、今、JESCOさんがおっしゃったとおりです。

○座長

同じ考え方ですね。

○北九州市(環境局)

そうです。傾向を見ます。

○座長

はい。それから、次のというか、もう少し続けられてください。すみません。

○委員

私たち市民からすると、この数字はどういう数字なのかという。基準はなきにしても、ある程度これくらいというのが、化学の世界では当然ありますよね。それをお伺いしたいのですけれども。

○JESCO

私が不勉強で、そういったことが今日のご説明できませんので、確認させていただきまして、遅くとも次回のところではご説明させていただければと思います。すみません。

○北九州市(環境局)

よろしいですか。生物の PCB、ダイオキシンについては、参考ということで、我々は調査をしております。かなりばらつきがあるのですが、この数値が特に高いということではなくて、ダイオキシン、PCB は全世界中のいろいろな所で、どうしても出てしまうということがありまして、絶対 0 ではなくて、大体一定量、少ないですけれども出るということは、確認はしております。

○座長

だから、こういうモニタリングに関しては、市と JESCO さんで話し合っ
て決められたモニタリングですよ。ですから、それなりの環境モニタ
リングというか、監視の意味を持っている数値だと理解しています。
他にありませんか。
では、なければ、次の議題に移りたいと思います。

議題 2 今後の安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組について

○座長

次の 2-1 は、議題 2 に入るわけですね。議題 2「今後の安全かつ早期
の処理完了に向けた市の取組について」ということで、
では、議題 2 の関連を続けて説明してください。

○JESCO

はい、分かりました。そうしましたら、引き続きまして、資料 2-1 と右に書いてある資料、並びに資料 2-2 と書いてあるものにつきまして、ご説明をさせていただきます。資料 2-1①としております、「ベンゼン事案を踏まえた再発防止策の取組状況」でございます。

ちょうど1年くらい前になりますが、昨年1月27日に、私たちの施設から出ていきます排気中のベンゼンの値が、北九州市様と結んでいる協定値を超過したという事案に対しまして、原因究明ならびに再発防止策の報告書を取りまとめまして、市役所様に提出させていただいております。

その後、2月に入りまして、その再発防止策等々に着手してございまして、4月ならびに7月から順次、施設の操業再開をさせていただいたというところでございます。そして7月22日、前回の監視会議でも、そのベンゼン事案を踏まえました再発防止策をご説明させていただいておりますが、その後、約6か月に当たっての取組状況等々につきまして、この資料 2-1①につきまして、3ページでご説明をさせていただきます。

まず、「1. ハード面での取組状況」というところでございます。真ん中辺りに、今回のベンゼンが超過した原因となりましたところの排気のライン、系統図をお示ししておりますが、一番右のオレンジ色の少し大き目の丸が付いた場所、ここの所がベンゼンが高くなり得た場所、現在のフロー図は改造後のものでございますけれども、改造前にここのオレンジのところの高い値が出たというところでございます。

現状は改造工事を行いまして、その後、しっかりこのベンゼンを取るための吸収と、真ん中辺りに黄色いバーが付いているものがございますが、ここの所で主にベンゼンを取るということになっております。ここの所の液、ベンゼンを吸収させる液を6回の液処理ごとに交換するという、厳密な運転管理基準を採用いたしまして、その後も測定を続けております。

その赤い丸が3か所、モニタリング箇所というふうに付いております。オレンジの場所、最後の排出する場所ではなくて、その手前の所の3か所でどうなっているかということをお分析してございまして、このうち一番出口に近い所、セーフティーネットの活性炭の入口のベンゼン濃度につきましては、前回もご説明させていただきましたが、目標とする管理値といたしまして、10 mg以下を設定いたしました。これを現在までも確保し、良好な状態が維持できているというところでございます。

現在の協定値につきましては、このオレンジ色のところでの 45 mg/m³という値でございますが、その手前のところで 10 mg/m³という管理値を十分守れているというところでございます。

(2)の「液処理改造設備の維持管理状況」でございますが、このベンゼンを確実に除去するという目的でございまして、設置してあります各計器につきましては、前回もご説明しました管理値を設定してございまして、バッチごとに計器の値を確認してございまして、記録を残してきてございます。管理範囲内で安定した運転状態を維持していること、継続

していることを確認できてございます。

次のページでございます。「2. ソフト面の取組状況」でございます。まず、私ども JESCO と現場での機器の運転等々につきましては、運転会社さんがいらっしゃるわけでございますが、この運転会社の方たちに対する指示の明確化、また、こういった状況、現場の日常管理を徹底させるというところでございました。JESCO と運転会社さんとの情報共有徹底のために、指示内容の履行確認が可能となるように、業務連絡簿を作るということでご説明させていただいておりますが、これまで12月のところで89件の発行ということでございます。こういったものの効果によりまして、指示内容が確実に、明確に伝達、周知されております。内部コミュニケーションの向上につながりまして、日常管理の徹底が継続できていると考えてございます。

また、排気のラインにつきましては改造いたしまして、吸収塔というものを設けてございますが、他の所の排気系統につきましても、活性炭といったものも、この有害物質の吸着に活用させていただいておりますけれども、これにつきましては活性炭を交換する要領につきまして、より安全サイドとなる視点とっておりますが、これまでは廃棄に出る所での濃度といったところでございましたが、先ほどのラインのところでもご説明させていただきましたが、セーフティーネットの活性炭の前の段階での値、こういった値も注視しながら活性炭を早めに取り換えるというルールを作っております。こういったものを厳格に実施することで、排気中の有害物質濃度、こういったものが、協定値がその後超過していないことは確認してございます。

3 つ目でございます。「リスク情報、きめ細やかな共有」とございます。共有するのが、私ども JESCO と現場の運転会社との間ということになるかと思えます。運転業者さんのほうでは、現場でヒヤリハットしたとか、改善提案、こういったものがあります。そういったものにつきまして、全ての情報を運転会社と共有する場といたしまして、リスクアセスメント推進会議を毎月1回開催ということで、その後も継続して開催してきてございます。今まで以上に、運転会社との情報共有を図りまして、リスクの低減、また、トラブルの未然防止に取り組んでいるというところでございます。

また、他の事業所で発生いたしましたトラブルの水平展開につきましても、運転会社と私ども JESCO とで、類似のトラブルが発生しないようにするための検討委員会を開催するというところで、この対策について網羅的で落ちがない対策をしっかりと現場で取り組めるように実施しているというところでございます。

4 つ目につきましては、前回のベンゼンが協定値を超過する過程におきまして、設備の運用変更みたいなものがあつたのでございますが、設備改造ですとか運用変更をする場合につきまして、事業所内でしっかりセーフティーアセスメント、評価をするためのルールを新たに設定しております。これまで審査1件、また、実施済が6件ございますけれども、こういった内容につきましては、北九州市様のほうにその都度ご報告を

させていただきまして、実施しております。

また、事業所で審査して、こういう形で改造します、運用変更しますという内容につきましては、JESCO 本社のほうにもその内容を全部伝えまして、本社側で再度その内容について審査、最終承認といった形でダブルチェックする体制、これもしっかり確立させてございます。

5 点目といたしまして、「ガバナンス・コンプライアンスの徹底」といったところでございます。これにつきましては、事業所自らがコンプライアンス活動をするだけではなくて、本社の監査部門の統制活動でございますとか、さらに外部の有識者の方で構成されます委員会を設置し、委員会につきましては、昨年の7月に北九州市の事業所のほうにも来ていただいて、現場を確認いただきながら意見交換もさせていただいております。そういった取組を進めておりまして、ガバナンス・コンプライアンスにつきましては、徹底が図られていると考えてございます。

「3. まとめ」というところになります。もろもろ計画どおりに、現在、立案・実行しておりますハード・ソフト両面、これのさまざまな取組を確実に実行させていただきまして、さらに維持・継続するといったところで、安全管理レベルの向上、また再発防止の徹底といったことにつながっていると考えてございますけれども、これにつきましては、引き続き継続いたしまして、さらに安全、またご安心いただけるような設備、運転に努めたいと考えてございます。

次のページ、資料 2-1②、4 ページでございます。こちらは施設につきまして、長期的にどのように保全し、設備を最後の変圧器・コンデンサー、また安定器の処理まで稼働させるようにするかといったところにつきまして、計画を立ててございます。平成 28 年度につきまして、点検、また機器を更新するというものにつきまして計画を立てておりまして、7 月の監視会議では計画のところまでご説明させていただいております。

「第 3 四半期までの実施状況」というところで、表の一番右に計画していたものについての実施状況を記載させていただいております。変圧器・コンデンサーを処理する設備につきましては、建物といたしまして、1 期設備、また後で建ちました 2 期設備、2 つの建物のほうで処理を進めておりますけれども、計画を立てたものにつきまして、1 か月くらい設備を止めて点検をする期間等々を活用いたしまして、実施しているというところでございます。

安定器及び汚染物等のほうの処理でございますが、こちらにつきましては 2 つ目のプラズマの廃棄処理設備、機器更新・保守の中で、長寿命の消耗品といたしまして、バグフィルターのろ布ですとか、触媒反応塔の触媒交換といったものを、平成 28 年度に計画をしました。こちらにつきましては、定期的に行っております点検の中で、毎年、同一メーカーでございますが、そちらに点検を依頼してきておりまして、傾向監視をしてきてございます。

その結果といたしまして、平成 28 年度は、まだろ布の交換ないし触媒の交換までは必要ないという判断をいたしまして、今年度は延期をし

てございますが、現在、平成 32 年度、33 年度までに安定器及び汚染物等を処理させていただくに当たりまして、どこかで一度交換をするべきだろうと考えておりまして、これを次年度、平成 29 年度の交換ということで、現在考えているところでございます。

続きまして、資料 2-1③でございます。こちら、前回は平成 28 年度の 6 月までの実績をご説明させていただきましたが、安全対策の実施スケジュールでございます。12 月までの実績ということで入れさせていただいております。

上のほうが保全計画で、日常行います点検から定期的に行います法定点検、また自主点検、設備の点検、長期保全計画に基づきまして実施しております機器更新等につきまして、それぞれ点検機関を活用し、機器更新も行っておりますし、点検につきましても、しっかり毎月行っているというところでございます。

また、トラブル防止の取組といたしまして、リスクアセスメント推進活動、毎月実施するというところでございますが、こちらにつきましても、12 月まで毎月実施してきてございます。また、他事業所のトラブルの水平展開も他事業所からの連絡が来次第、水平展開に取り組んでいるというところでございます。

安全操業に向けた活動といたしまして、「安全操業協議会」という場を私どもと運転会社で設けておりまして、北九州市様にもオブザーバーとしてご出席いただいておりますが、こちらのほうも定期的に、定期的と言いますか、検討課題につきまして、検討を進めて対応を取ってきているというところでございます。

また、防災対策といたしましては、国・福岡県・北九州市の最新情報を逐次収集に努めておりまして、防災対策の検討につきましても、検討会議を所内で 7 月に 1 回開催し、1 月はまだですけれども、開催をもう一度年度内に行うということで計画をしてございます。

次のページの、資料 2-1 の④でございます。先ほど、少し出てまいりましたけれども、私どもの PCB を処理する施設、全国 5 か所あります。他の 4 つの事業所におきまして発生いたしました、トラブルの水平展開の状況ということでございます。今年度 4 月から 12 月までの間で現在進めております 5 件につきまして、掲載させていただいております。

1 つ目の東京で発生いたしました、排気中の PCB 濃度、これに伴うものにつきましては、5 事業所、オンラインモニタリング装置で測定しておりまして、濃度が上昇しましたら、その都度対策を取っているというところでございます。「北九州での対応」というところに記載しておりますが、オンラインモニタリングでは、セーフティーネットの活性炭の手前の所で PCB 濃度を測定しておりまして、管理目標値、協定の値の半分を超過するといったことになると、集中的にそこを監視し、また超過するようなことがありますと、施設の運転停止といったことも検討し、また、セーフティーネットの後の外に出ていく部分では、オフラインでの測定を同時に実施し、外部への影響がないということを確認するというところで、運用をしてございます。

大阪におきまして、施設内で PCB を含む油が漏洩したという事象がございました。これにつきましては運輸会社との間で類似トラブルの発生の可能性があるかどうかといったことにつきまして、検討会を実施いたしまして、どういった原因で発生したのかという情報等々を共有化し、作業員に注意喚起をしたといったところでございます。

3つ目は豊田のほうで発生しておりますが、これも洗浄槽と、かごの中に洗浄するものを入れた状態で移動させるときに、少し室内で床に液が垂れたといったような事象でございました。こういったものにつきましても、容器を洗ったときに、容器の中で液切れが悪かったということだったようでございますが、そういった事象等々も含めまして、トラブル情報を共有化し、北九州事業所でそういったことが起こり得るのかという検討をしたうえで、作業員のほうには注意喚起をしたというところでございます。

4番目と5番目につきましては、労働災害というところでございます。北海道のほうでございますが、4番目につきましては、北九州にも同じ設備がございまして、プラズマ熔融分解炉、定期的にこれの補修工事を行ってございます。耐火材を替えるという工事でございます。ここの耐火材のところについて、キャストブルのもの、耐火の骨材と水硬性のセメントの混合物でございまして、この施工作业の際に、キャストブル材、大体セメント袋のようなもので、1袋 25 kg くらいあるようでございますが、これを持ち上げようとして腰痛を発生させたというところでございます。

これは、キャストブル材のセメント袋を、床面から高さ 1m くらい上の所まで持ち上げるという行為を行っている中での腰痛発生といったところでございまして、もともと置く場所を少し高めの所に台を設けまして、水平移動させるだけでいいような形、そういったような取組等々も、これは設備的にも対応したうえで類似トラブルが発生しないように、作業員の方には注意喚起をさせていただいております。

5番目につきましては、外部の工事業者さんの方が施設の中に仮設で足場を組むとき、材料を持ち運ぶときに、人から人に介して物を運ぼうとしたときに、そのパイプの端がぶつかってしまったということでございます。これも、こういった情報が来次第、現場のほうと共有いたしまして、また私どもの定期点検等々の場でそういった作業もあり得るということでございますので、定期点検のときには、これは以前より毎日安全パトロールを実施しておりますが、そういった際に類似災害発生の可能性、こういったことがないということを確認しているというところでございます。

続きまして、資料 2-2 の①②の 1 枚紙でございまして、ご説明させていただきます。

これも、ベンゼンの超過事案を受けまして、施設内で発生いたします少しのトラブル、微細なトラブルも、現在、北九州市様にご報告し、情報を共有させていただき、しっかり対応状況が打てているかというところを確認いただいているというところのものでございます。前回は 6

月までのもので十数項目ご説明させていただきました。7月から12月の6か月間につきましても、ここに今掲示しておりますが、15項目といたるところについて共有させていただきまして、しっかりこういったことの発生を抑制するための取組をさせていただいているところでございます。

前回7月のときに、成田委員のほうから、こういったトラブル事象につきまして、トラブルの軽重と言いますか、よりリスクの高いものについて上のほうに持ってくるということでの指摘がございました。今回1から15というところで並べておりますが、今回は施設内での液が微量漏れるという事象といたるところでございまして、ほぼリスクとしては同程度かというふうに考えてはございます。

その次、資料2-2②でございまして、これも前回のベンゼン等々の事象を受けまして、こういった形の取組を強化したうえでも取り組んでおります。施設内で働いておられます運転会社の方から、こうやったらこういうトラブルがあるのではないか、こういう問題があるのではないかというヒヤリハットという、これは仮想のもの、また、実際に少しヒヤとしたといった実体験のものというものがございまして、前回は平成27年の7月から平成28年6月までの1年間ということでございまして、今回はその後の6か月を加えて、平成28年の1月から12月までということで、表で掲載させていただきました。実体験が9件、仮想が119件というところでございまして、少し下の文字が消えておまして、申し訳ございません。それにつきまして、こういった事象があるかということで、円グラフでございまして、実体験のほうでは、転倒ですとか、破損といったものが2件。他に5項目が1件ずつというところでございまして、

仮想のヒヤリハットにつきましては、やはり、「ここでつまづくのではないかと」といった転倒の恐れといったものが36件と一番多く、「物を落とすのではないかと」「自分がきっと踏み外すのではないかと」といったような落下の可能性が22件。また、「物・ドアなどに挟まれる」というようなものが14件というものでございまして、

仮想のヒヤリハットにつきましては、10月から少し増えてございまして、これにつきましては、運転会社さんのほうで検討いただきまして、このヒヤリハットの件数をなるべく現場の方から上げていただくというふうに、少し取組を強化させていただいておまして、その結果もありまして、少し数値が増えているというところでございまして、

以上でございまして。

○座長

ありがとうございます。この「ベンゼン事案を踏まえた再発防止策の取組状況」の一環として、本日、監視会議の委員も午前中に事業所に立ち入っております。それで、設備の稼働状況等を確認しています。具体的に立ち入った設備は、プラズマ分解炉室、真空過熱分離室、液処理室及びドラム缶の漏洩を起こした部分のチェックですけれども、今の説明に対して、立ち入りの結果も踏まえて、立ち入らなかった人もコメント

していただいているのですけれども、立ち入られた委員の方、私も含めて8名ですけれども、その委員の方は、ぜひとも立ち入りの内容も踏まえてコメントを頂きたいと思います。お願いします。

○委員

立ち入った成田でございます。かなりやはり、ドアとドアの間の下、何と言うのですか、いわゆるバリアフリーでないという所がかなりありますね。ああいう所につまずくという、ヒヤリハットが出てくるのだと思うのと、それから、ドアを片一方だけ開けて、風圧がいかないようにとおっしゃっていましたが、万が一、向こうから開けた場合に、一緒に開けるという事案はないのかということをお伺いしたいのと、あとは、もう整然とされていて、前回のトラブルを踏まえた改造後は、恐らく、しばらくはうまくいくだろうなど。

そのうち、また活性炭の詰まりとかそういう心配が出てくるのではないかなと思いますけれども、ドアの関係はきちんと連絡がいくようにしているのかなということです。お願いします。

○JESCO

まずは、つまずきのドアの高低差、段差がある分でございますが、私どもの施設は防液堤ということで、万が一、タンク・配管からこぼれた際に、他の部屋に漏れ出ないように防液堤構造等々を持っているというところがございまして、少し、ステップですとか段差が出てくる場合がございます。申し訳ございませんが、そういう状況で、現場の運転、また協力で工事等に入られる方につきましては、そういったことはご説明した上で、また気が付いたところについてはトラテープを貼るとか、そういったことでのトラブル防止には努めているところでございます。

また、今日のご説明の中で、ドアを介して、前室といわれる小さな部屋を介して、より管理レベルの高い部屋に入るという所を通っていただいた際のことかと思えますけれども、確かに反対側から全く同じタイミングで開けてしまうと起こり得る事象でございますけれども、短時間で閉めてしまいますと、風圧のバランスが崩れるようなことにはなってございません。例えば、長期に開けっ放しで工事をしてしまうとか、そういったことがなければいいということではございますけれども、できるだけ、そういったことはないように、運用としては努めているところでございます。

○委員

現場を立ち入りさせていただきました。安全が担保されていることを確認いたしました。安心して。

それと、作業状況についてお尋ねいたします。工程ごとの日常作業従事者の作業状況から、作業の安全性、作業性を確認していますか。特に前処理工程の保護具を使用した作業従事者の聞き取り調査などにより、影響、負担のないことを確認していますかということでございます。お

願いたします。

○JESCO

これは、主に運転会社さんの中で取り組んでいただきまして、進めて
ございます。保護具の装着につきましては、しっかり決められた期間で
交換するとか、そういったことは進めていただきまして、確認はいただ
いておるといところでございます。

○委員

もう1つ、作業する方のご意見などはありますか。

○JESCO

これにつきましては、会社組織といたしまして安全衛生委員会ですと
か、また管理職が現場で働いている方との意見交換をする場を設けても
らっております。そのところで、必要になれば、現場で働いている方
のご意見を踏まえての対応をしているところでございます。

○委員

分かりました。

○委員

今日は朝から立ち入りをさせていただきました。まだ委員になって浅
いので、内容がよく分からないまま前回はまいりましたが、今回、ある
程度、前回のことを踏まえて入っていきましたので、再発防止のところ
など、どういう風になっているのかなというところを注意深く聞かせて
いただきました。本当に細かく中の内容のことまで説明していただき、
ここがならないように、その前、その前と、きちんと前後のことを考え
ながら、一つでも十分でありそうなところを、何重にもそこに安全対策
を施しているのだということがよく分かりました。

それと、先ほどのヒヤリハットのことがありましたが、ヒューマンエ
ラー禁止。かつて、こういうことがありましたというのを写真に写して、
こういうことがあったから、こういうことはしないようにしようとい
うことを、それぞれの所にきちんと貼って、自分が行ったときに、このこ
とは気を付けないといけないということを目で見て再確認できるよう
な、そういう人による事故の防止策を取られておられました。耳で聞く
だけでなく、また「そうだった」とその場でまた思い出せる、そういう
処理をされているところに、やはり一つでも事故を少なくしよう、少し
でも少なくしようという思いが伝わって、皆さん、すごく努力されてい
るのだなと思いました。

これからも、また努力を重ねていただきたいと思います。

○JESCO

ありがとうございます。これにつきましては、トラブルが発生したと

きの水平展開だけではなくて、トラブルを発生させないための取組として、他の事業所のいい事例ということで、最近になって私どもの事業所でも取り組んだものでございます。トラブルが発生した場所につきまして掲示をすることで、風化させることなく、しっかり忘れることなく、継続的にそういったものを発生させない取組をしっかりしていきたいということでございます。ありがとうございました。

○委員

朝のうちに何箇所か、私どももいろいろな所を見学させていただきました。その中で、随分前のことですが、消火器の件が出ておりました。今回まいりましたところ、消火器を至る所に設置しているということを見せていただきました。

それで、この消火器の件ですが、やはりこれは備え付けていただいたら、検査日とか、取り換えとか、いろいろございますよね。年月日を見たりしていたのですけれども、あまりはつきりしていないものもあつたように思われますので、綿密に検査をしていらっしゃるかどうかということをお教えいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○JESCO

これは、施設の中で、私が防火管理者、また防災管理者と位置付けられておりました。各消火器ですとか、消火するための他の設備も含めて、定期的に点検を、担当を決め、また外部の業者に委託し進めておりました。定期的に報告書を、私のところでしっかり管理・確認をさせていただいております。現在までのところ、消火器につきましても問題ないということで確認しておりますし、消火器の使用方法などについても、万が一のために、定期的に防災訓練も行っているところでございます。

○座長

今のことに関連して質問ですが、この設備は、消防署の定期的な立ち入り検査は行われているのですよね。どうなのでしょう。

○北九州市（消防局）

実施しております。

○座長

直近はいつ実施していますか。

○北九州市（消防局）

今年度、9月14日に。

○座長

その結果に関して、簡単に説明をしていただけたらと思っております。

○北九州市（消防局）

結果については、消防法に関する違反はありませんでした。

○座長

半年に1回ですか、1年に1回ですか。

○北九州市（消防局）

概ね1年に1回なのですけれども、1年に1回か2回は行っています。

○座長

ありがとうございます。

○委員

先ほど委員がおっしゃった点ですけれども、ここで失敗が起きたということで、こういう事案が起きたので気を付けましょうという掲示がされていたというのは、私もとても目に付いたのですけれども、あれもずっと貼ってあると、それが当たり前のようになって、だんだん意識が下がっていくというところもあると思います。その点を工夫されたり、再認識などされたほうがよいのではないかと感じた点を、お願いいたします。

○JESCO

どうもありがとうございます。現場に持ち戻って、そういった取組にも注力したいと思います。

○座長

他にありますか。

○委員

午前中、過去のこういうトラブルで、ここをこういうふうに変えました、直しましたという説明を聞きながら、そうだったと思い出しながら見ました。先ほどありました、写真入りでトラブルを掲示しているというのは以前なかったことで、いいなと思ったのですけれども、1点確認です。フォークリフトのトラブルの掲示は、日付が平成28年9月26日となっていたのです。これは、トラブルがあったのがその日だと思っていたのですが、ここには入っていないようです。ここに入っていないのか、それともトラブルが起きたのはもっと前だったのか、それを1点、教えてください。

○JESCO

発生した時点は、やはり平成28年9月だと思います。こちらの今日の実証にさせていただきましたのは、フォークリフトものというよりもPCBに関連するもののほうが、リスクが高いということで、そういった

ものについて表で掲載させていただいております。フォークリフトのトラブルについては、当然、再発防止といったところは取り組んでおりますが、また市役所さんとも情報は共有させていただいておりますが、今日の一覧表には掲載させていただいておりません。

○委員

分かりました。あともう1点、避難訓練を年に1回行っていますという説明があったのですけれども、大学ですと避難訓練をしたときに、ついでに消火器の使い方も訓練するのですけれども、そういった消火器の使い方も一緒に訓練されていますでしょうか。

○JESCO

そういったものも、定期的には計画して取り組むということになってございます。

○委員

ありがとうございました。

○座長

今の避難訓練に関してですけれども、管理区域がそれぞれありますよね。それで、ドアの開け閉めなどを厳しく管理していますよね。そういう場合には、どういう想定で避難訓練をされているのでしょうか。

○JESCO

実際に発生いたしますと、通常通る所以外の所からも、現場の方は出て来ないといけない場合がございます。そういったところが、ルートがどういった所になるかということについては確認した上で、訓練を実施しておりますけれども、実際の訓練のときは、やはり通常のルートから出る形にしております。これは、施設内で使っております靴のままで外に出てくると、万が一、PCBを外へ持ち出すということがあってはなりませんので、訓練のときは、自分の実際のときに逃げるルートを確認した上で、通常の所から出てもらう形にしております。

○座長

ですから、当然でしょうけれども、実際に火災事故等が発生したときには、要するに人命優先ですよね。そういう事態は起こらないということで操業していただかないと困りますから、当然、そうなっていると思います。

○委員

トラブル事象の件ですが、全部少量の漏洩、漏洩、漏洩となっておりますけれども、これは対症療法だけではなくて、予防という観点では防げないものなのですか。

○JESCO

1つは、6月にもご報告させていただきましたが、施設内で保管しておりますドラム缶から腐食して漏れたようなもの。今回のものについても、その取組に着手した当初は、1番、2番、3番あたり、同じような事象が出ております。これは、一斉に点検したことによって少しにじんでいるなということを見つけたものでございますが、こういったことが発生しないように対策を作成しております。ドラム缶の種類をステンレスのものに変える。また、ステンレスのものについては、1年以上経過したものは新たに液を入れるような使用はしない。そして、同一の液が入った状態で6か月以上置かないということには取り組んでおりまして、その後、発生は抑制できているというものでございます。

また、設備のバルブですとか、フランジといったところにつきましては、もともと漏れないように窒素で確認して運転をするということをしておりますが、運転の中で熱が掛かりますと、金属ですので、少し膨張、緩みが出てくるようなところもございまして、振動があるといったところで緩み等々が出てくる場合もございまして、こういった振動への緩み対策については、定期的にし締めという対応を取っておりますけれども、場所場所によりまして、そういった緩んでくるタイミングが早い所、遅い所があるようでございまして、こういったものを積み重ねまして、運用の方法を変えるなりして、減らすという取組には、取り組んでいるところでございます。

○座長

他にありませんか。

○委員

先ほど、仮想ヒヤリハットの提案のことをご説明いただきましたけれども、この結果を基に、具体的にどのような取組をされているのかとか、具体的に何か対策をされたようなことがあったら教えていただけますでしょうか。

○JESCO

まず第一に、ここで対策、改善を提案されていますので、そこにつきましては確実に、設備改善も含めまして、フォローアップ等を行っております。あと、数も増えてきておりますので、少し解析をして、例えば転倒が多い。先ほど段差が多いというのがありますので、そういうものはキャンペーンをはって、対策に集中的に取り組んでいくというのも、手法として取り入れていきたいとは考えております。

○委員

先ほどの説明を聞いて非常にある意味納得をしたのですけれども、資料 2-2①のトラブル事象一覧を、私がずっと読んでいて思ったことは、

6番のところは、例えば「配管が一部ひずんで」ですよね。それから、今度は15番のところでも「フランジの取り付け状況が平行でない」というように、もともとの取り付け方に問題があったのかなということと合わせて、そういう目で見えていくと、今おっしゃったように、そのために緩みがあるということもあるし、バルブの増し締めは3つ出てくるのです。

ということは、もちろん振動と熱によって出てくる。それはもう仕方がない。仕方がないので、おっしゃるとおり、今までは全体として、例えば1年に1回締めましょうといていたものを、場所によって変えなければいけない。ある所は赤にしておいて、次は黄色にしておいて、緑の所は1年に1回などということが今後できると、他の事業所にも非常に参考になるだろうなというふうに、危機管理の観点からは思いました。非常に、立派にされていると思うのです。

それを踏まえて、これは最後に、とても意地の悪い質問になってしまうのですが、3ページの「有識者委員会による現地立入」で、ソフト面でもハード面でも特に問題がないと実施されているということが確認されたということですが、例えば、私が今申し上げたようなことが有識者委員会から指摘されましたかということだけは、言っておきたいと思います。

というのは、有識者というのは多くの場合、工学系の人とか、何とか系の人とか、そういう人々が多いわけで、このところはもしかすると、まさに労働安全の委員会の人々が非常に詳しいかもしれない。一方で、ヒヤリハットのヒューマンエラーについては、恐らく、労働安全衛生、健康管理のこと等に関わってくる人たちが詳しいかもしれないということで、多分、詳しい人が少しずつ違うと思うので、そういう人々の全体的話というのは参考になるだろうと思いました。

これは質問ではなく、意見です。

○座長

今の意見に加えて、一般的に回転機械が振動を起こしますので、その周りのフランジを特に注意深く点検していただきたいと思うのです。ですから、起こる可能性というものを推定してチェックしていただきたいと。

それから、振動音に関するチェックはやられていますか。

○JESCO

これにつきましては、日常の点検で、私どもの施設は24時間稼働しております。8時間ずつの3交代ということになりますが、交代の方につきましては8時間の間で2回ずつ、現場を歩いていただいて確認いただいております。そういった中で、異常音等ありましたら、それは情報を共有し、上のほうに上げて対策を取ることになってございます。

○座長

では、次の議題に移りたいと思います。次の議題は、環境省からの報告になります。「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組」及び「北九州市受入条件の履行状況」。これは、まとめて行われますか。はい、お願いします。

○環境省

環境省産業廃棄物課の福井と申します。本日は、よろしくお願いたします。座って失礼いたします。

今、座長からご紹介いただきましたとおり、私からは大きく2つのテーマについて、資料3-1と3-2でご説明をさせていただきます。

まず資料3-1をご覧くださいませでしょうか。こちらにつきましては、「PCB 廃棄物の早期処理に係る国の取組」といたしまして、前回7月の監視会議では法改正の内容及びそれを受け、閣議決定に格上げされましたPCB 廃棄物処理基本計画の概要について、ご説明させていただきました。

今回もその点、資料に掲載しておりますけれども、ご説明は省略させていただきますまして、本日は1ページ目の下、目次の3以降で法改正や基本計画の変更を受けまして、その後取り組んでいる内容、さまざまな取組がございますので、少々テーマとしては幅広い内容がございますけれども、ご紹介させていただきます。

その次に制度の関連で申しますと、4点目、電気事業法との連携ということで、制度的措置としては、「PCB 廃棄物特別措置法」と「電気事業法」の2つの法律でPCB 廃棄物の処理に取り組んでおりますので、その2つの法律が抜け漏れなく円滑に対応できるよう取り組んでいることをご説明させていただきます。

また5点目のところで、環境省地方環境事務所の体制強化についてご紹介させていただきます。前回の監視会議で、大庭委員だったと思っておりますけれども、環境省もしっかりと地元に来て、より近くで連携を取っていくようご指摘いただいたということで、私も何度も参っておりますが、このたび、地方環境事務所の体制強化を行うこととなりました。その点について、ご説明をさせていただきます。

また、6点目のところで、JESCOの再発防止策。先ほどご紹介がありましたけれども、こちらについての環境省の指導・監督の強化について、ご紹介いたします。

そして最後に来年度の予算についてご紹介をいたします。

1ページおめくりいただきまして、こちらはスライドが2つございまして、それぞれのスライドの右下にスライド番号がございますので、そこを参照しながらご紹介をさせていただきます。先ほど申しましたとおり、法改正と基本計画の変更については前回ご紹介しておりますので、割愛させていただきます。

スライド番号で10、ページ番号では5ページの「法改正後の主な取組について」というところ、こちらでもまた1ページおめくりいただきますが、そこからご紹介をさせていただきます。

法改正後、基本計画の中で関係者の連携の促進ということが記載されてございます。これに基づきまして、国は環境省だけではなくて、経済産業省、それと関係する自治体の皆様、電気保安の関係事業者、製造メーカーとして日本電機工業会、日本照明工業会、そして処理事業者として JESCO から構成されます「PCB 廃棄物早期処理関係者連絡会」というもの、これは全国版としまして東京と各 JESCO 施設の立地地域で開催をさせていただいております、関係者間で課題を共有しまして取組の共有を進めているところでございます。

また、経済産業省においては、電気事業法の関係省令を改正し、電気の設備を保安管理いたします電気主任技術者が各施設に配置されておりますけれども、今後はその職務といたしまして、高濃度 PCB 含有電気工作物の有無を確認するということが追加されております。これによりまして、毎年行われます年次点検で、万が一こういった高濃度 PCB 含有電気工作物が残っていないかといったところを点検し、期限内に確実に処理をしていくということになってございます。

また、周知・広報につきましては、まずこれまでに取り組んでいるところといたしましては、昨年9月からこの2月にかけて、全国19か所で説明会を開催しております。各会場100名から150名の参加をいただいております、今回の法改正の内容、処理に向けた手続き、PCB 使用機器の掘り起こしのための見分け方などについて直接ご説明に上がるということで、昨日も広島、本日は岡山で開催をしているところでございます。

また、中国・四国・九州と、この北九州で処理をいたします変圧器・コンデンサーの処分期間の末日が、昨年11月16日で残り500日となりましたタイミングに合わせて、首相官邸のラインなども含む全省庁、関係自治体の皆様がお持ちのツイッター、メールマガジンなどを活用させていただきまして、延べ500万人の皆様に対して、こういった期間の周知ですとか、PCB 廃棄物の処理についての広報をさせていただきました。

また、その下のスライド12に行きまして、今後こういった広報を引き続き積極的に取り組んでいきたいと思っております。今年の年度末が処分期間まであと1年となります。そのタイミングに合わせて、いろいろな取組をしたいと考えております。

具体的には業界紙ですとか、地方新聞に全段広告を行い、PCB 廃棄物の処理の期限が迫っているということ、いま一度 PCB 廃棄物をお持ちでないか確認をお願いすること、その早期処理の促進をさせていただきたいと考えております。また、地方テレビでの番組内のプロモーションというの、今計画中でございます。また、チラシ、ポスターなど現在作成中でございまして、こういったものができましたら、関係業界、関係自治体の皆様で広く掲示、配布というものをさせていただきたいと考えております。また、環境省のホームページについても、非常に大幅なりニューアルを検討しております、この時期に合わせて行うことを予定しております。

下に書いてございますとおり、この取組、環境省だけではなくて、先

ほどの残り 500 日のときの取組のように、関係業界と合わせて取組を進めていきたいと考えております。

次のページに進んでいただきまして、「政府の率先実行の取組状況」というものでございます。こちらは PCB 廃棄物処理基本計画の変更により各省庁が率先して取組をするために、それぞれ省庁ごとに処理計画を作成し、その進捗を毎年度公表していくということになってございます。これを受けまして、環境省と経済産業省で音頭を取りまして、11 月には全省庁が集まる関係省庁連絡会議を設置、第 1 回を開催しまして、それぞれの省庁での処理計画の作成を進めているというところでございます。また、12 月には環境省、経済産業省がそれぞれの処理計画を策定いたしまして、公表を既にさせていただいております。

また、2 月には第 2 回の関係省庁連絡会議を開きまして、その他の省庁の処理計画の策定状況の確認、PCB 廃棄物の掘り起こしの状況について確認をしながら、随時フォローアップをして、取組を着実に進めていきたいと考えております。

その下のところが、今申し上げたのは政府の取組でございますけれども、市中全ての PCB 廃棄物を掘り起こして確実に JESCO に送り、処理をしていくということが必要になりますけれども、現在、掘り起こし調査は、自治体の皆様中心に精力的に行っているところでございます。進捗状況といたしましては、北九州事業エリアにおきましては、全県市で掘り起こし調査を着手しております。まず、アンケートを送付して、事業者の皆様にご回答いただくというところは、ひと段落終わっております。その中で回答が無い方や、回答の仕方が分からない方、または住所が分からず届かなかった方々に対するフォローアップということを、今、行っている状況でございます。

これにつきまして、各県市の皆様ではこの調査をいつまでに終わるかという目標期日を定めていただき、取組を進めていただいております。環境省でも年 2 回、その進捗状況を調査しながらフォローアップをしていくということで、この取組に対しての支援もしっかりしていきたいと考えております。

次のページに進んでいただきまして、「電気事業法との連携について」ということでございます。スライド番号で 15、「電気事業法の高濃度 PCB 含有電気工作物に係る早期廃止の処置について」、今回の改正内容は、大きく 3 つございました。上の水色の四角囲みで書いてございますけれども、PCB 特別措置法と合わせまして、所定の期限後の使用禁止というものを規定しております。これに対しては、技術基準省令の改正などを行って、これに違反するものに対しては命令がかけられるようになってございます。

2 点目は、こういったものが判明した場合には、使用中でも届け出、管理状況の報告をし、廃止の予定時期を書くということになっております。

3 点目といたしましては、先ほど申し上げたとおり、電気主任技術者による有無の確認をしていくということになってございます。下のとこ

ろは細かいので、省略させていただきます。

次のページに進んでいただきまして、取組の連携についてですが、この電気事業法上の年次点検を活用いたしまして、廃棄物となったものについても、遺漏なく都道府県市に届け出をするよう、事業者への周知の協力をするという事で、連携に努めていくということにしております。

具体的に申しますと、こういった集中の電気機器、変圧器・コンデンサーというのは電気室という所に入っておりますけれども、その空いたスペースに廃棄物が置かれていることがよくあります。そういったものを注意して見ていただいて、そういったものがある場合には、電気保安の観点からもよろしくない状況ですので、速やかに処分するよう働き掛けるといって書いていくことにしております。

また、2つ目の都道府県市が先ほど掘り起こしを進めていただいていると申し上げました。このアンケート調査をする際にも連携を進めていくということで、アンケート調査を一度行った後に廃棄物になったものというものもございますので、そういったものに対しては、電気事業法上で掘り起こしをしっかりとっていくということで、抜け漏れがないようにしていきます。また、アンケートをする際には、経済産業省の出先機関と連名で出すということで、協力を促していきたいと考えております。最後には、届出情報がそれぞれの法律で届けられますので、そういった情報を密に共有するように連携をしていくということを書いてございます。

その次のページをおめぐりいただきまして、環境省地方環境事務所の体制強化ということでございます。来年度4月1日からになりますけれども、PCB 廃棄物の期限内処理に向けて、このご時世で厳しい状況ではございますけれども、PCB の専属の担当を増員いたします。九州の地域におきましては、熊本と福岡に環境省の地方環境事務所がございまして、こちらに3名の増員をさせていただきます。また、変圧器・コンデンサーの処理対象地域でございます中国・四国地域につきましても3名の増員。安定器の処理対象地域でございます中部・近畿には、それぞれ1名ずつの増員をしまして、先ほど申し上げた掘り起こしを自治体と連携して取り組んでいくところ、万が一、処理について躊躇される事業者の方に対しては、指導をしっかりとっていくという体制を確立しております。

次に進んでいただきまして、JESCO の指導監督の強化についてでございます。こちらにつきましましては、前回の監視会議では、ベンゼン事案を受けまして、環境省は北九州市とともにしっかりと JESCO を指導していくことを報告させていただきましたが、その後の取組を併せてご紹介させていただきます。

環境省では大きく2つ、JESCO の安全管理体制の強化、JESCO に対する指導・監督体制の強化ということを努めてございます。

1 点目の安全管理体制の強化としましては、大きく4つございます。JESCO の施設の健全性確保のための支援策強化ということで、国庫補助金を交付し、先ほど JESCO から紹介がありました長期保全計画をしっかりと実施できるような体制を確立しております。

2 点目といたしまして、技術的検討プロセスへの参画ということで、先ほどの有識者の検討会に環境省も参加しております。ここで、例えば処理が困難なものをどのように処理していくかという技術的なプロセスに対して、環境省としては、法制度面での対応についての説明しております。また、有識者の先生方から JESCO への指導内容についてご指摘いただいたことを踏まえて、環境省としてもしっかりと指導していくことにしております。

3 点目の実効性のある再発防止策の実施ということで、JESCO が開催するガバナンス及びコンプライアンスに関する有識者検討会についても環境省も参画し、再発防止策が実施されているかどうかの確認と、改善策の検討を JESCO と一体となって取り組むことにしております。

また、JESCO と定期的な協議を実施しております。年に 2 回、JESCO の中で再発防止策がしっかり実施されているかどうか、実施実績などを書類等で確認をして、協議することをしております。

下にまいりまして、指導・監督体制の強化でございます。環境省では大きく 3 点としてございますが、立入検査の実施ということで、環境省自らも実際に北九州事業所及び JESCO 本社に、年 2 回程度立ち入りをさせていただくこととしており、今年の 1 月に、本社に立入検査、北九州事業所には 6 月と 1 月に立入検査を実施しております。こちらで再発防止策が確実に実施されているかどうかという点を、それぞれの観点で確認いたしまして、また本社に対しては、体制面の改善についての指導をしてございます。これらの取組については、引き続き、年 2 回程度実施していきたいと思っております。

また、報告徴収の実施でございます。こちらは、文書にてそれぞれの取組がなされているか、特にこの下に丸で書いてございます大きく 3 点、JESCO の環境安全監査室の年間活動報告ですとか、内部統制監査チームの活動報告、この活動を受けた対策の実施状況、そういったものを文書にて受領いたしまして、その内容がしっかり行われているかどうかの確認をしてしております。これについても年 1 回、今後、引き続き実施していきたいと思っております。これらの取組を受けまして、再発防止策、必要な取組がありましたら、随時、取組が行われているかどうかということを確認して、引き続き指導をしていきたいと考えております。

次のページに進んでいただきまして、来年度の予算の内容でございます。こちらについては、1 月初旬に閣議決定されて、今国会での承認を待っておりますが、来年度の予算「PCB 廃棄物の適正な処理の推進等」ということで、さまざまな予算を要求してございます。平成 29 年度におきましては、59 億 4,200 万円の予算ということで、前回よりも 1 億円超増額しているということでございます。

こちらの増額の内容につきましては、再来年度以降、処分期間を越えてからなお処理できないところに関しましては改善命令、最終的には行政が代執行していくということになります。代執行した費用については、事業者に求償いたしますけれども、それでもなお回収できないものに関しては、その自治体を支援するための基金を設置するというので、そ

の基金の積立について、来年度から始めていくための予算を計上してご
ざいます。

次のページにいていただきまして、次の事業は、新規事業として来
年度から新しく始めるものでございます。

「LED 照明導入促進事業」ということで、PCB に関するものは右下の
2 ポツであるものでございますけれども、蛍光灯照明器具の安定器の中
に PCB が入ってございます。こちらの安定器を処理する際に、LED に交
換していただくと、CO2 の削減にもつながりますし、こういったものの
処理を進めるということで、こういったものに関しては2分の1の補助
金を新たに設けて、安定器の掘り起こしを促進したいと考えてございま
す。

こちらの資料についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、資料 3-2「北九州市受入条件の履行状況」について、ご
説明をいたします。

こちらは平成 26 年に、当初の予定では今年度までに処理を終えるこ
とになっておりましたが、残念ながら当初想定できなかったさまざまな
課題がございまして、その対応で処理期限がもう少しかかるというこ
とで、延長をお願いしました。その際に、北橋市長から 27 の項目で、こ
の条件を前提に延長を受け入れていただくということでございまして、
この取組については、環境省としてお約束としてしっかりと取り組んで
いくということでございます。

現在の履行状況について、それぞれの取組について少し詳細になりま
すので、かいつまんでご説明をさせていただきますが、環境省・JESCO
として取組を進めているところでございます。環境省が取り組んでいる
主なところについて、ご説明をさせていただきます。

まず、「1. 処理の安全性確保について」でございますが、こちらにつ
いては、JESCO が安全対策をしっかりと実施していくうえで、環境省もし
っかり監督をしていくというところは、先ほどご説明したところにかぶ
るところが多くございますので、少し先に進んでいただきまして、裏面
の 2 ページの上段でございます。

「安全な輸送路を維持・確保するために必要と認める場合には、財政
措置も含めて、必要な措置を確実に講ずること」ということでございま
して、北九州市内の安全な輸送路の維持・確保に必要な費用については、
国庫補助金を準備いたしまして、今年度は 2 億円の予算で道路維持や、
そういった補修の工事に充てさせていただいております。

その次の、「地震・津波等の自然災害に関する最新知見を踏まえ、災
害対策の内容を常に見直し、必要に応じて対策を強化すること」という
ことで、こちらについては、主に JESCO で対策を講じてもらっているこ
とでございまして、環境省としても気象庁と連携いたしまして、1 つ
目の丸でございまして、台風の発生見込などの災害情報、これをいち早
く JESCO とも共有するというようにしてございまして、災害防止の対策に
努めているところでございます。

次のページに進んでいただきまして、「2. 期限内での確実な処理につ

いて」でございます。

こちらにつきましては、(1)で、それぞれの延長させていただいた期限、これの期限内の一日でも早く処理完了させることを旨として、関係者が総力を挙げて取り組むということでございます。これについては、先ほど冒頭で省略いたしました。PCB 特別措置法の改正について、大きく4点、閣議決定計画に格上げし、政府一丸となって取り組むこと。計画的処理完了期限よりも1年前に処分期間を設けて、使用中も含めて処分を義務づけること。違反がある場合には罰則等も含めた改善命令をかけること。また、代執行も含めて最終的な処理をしていくということで、非常に強力な規制強化をして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

(2)は、「トラブルがないように万全を期すこと」ということでございました。これにはベンゼンの事案がございましたので、再発防止策、先ほどご説明したような取組をしっかりと引き続き取り組んでいきたいと考えております。

少し進んでいただきまして、4 ページ目の②のところでございます。こちらはその前に、「関係者が一体となった連携体制を構築する」ということで、また、その中で、都道府県市の処理計画の改定ですとか、それぞれの中での取組をしっかりと進めていくということで、環境省もそれを支援するというところでございます。

環境省としては、先ほど申し上げたとおり、フォローアップなどを行っていくということにしておりまして、関係者の連絡会議なども開いております。また、それとは別に、個別の自治体さんを回らせていただきまして、1月現在では27 県市、私が直接回らせていただいて、現在の取組状況ですとか、今後の見込などを確認させていただきながら、一緒になって取組の改善策を進めているところでございます。

その次の③については、未処理の機器を有している可能性がある事業者をどのように見付けていくかというところについての取組の支援でございますけれども、環境省としましても、この掘り起こし調査を効率的に行うために、調査の対象となる事業者の届け出情報のデータを整理して自治体に提供すること、掘り起こし調査のマニュアルの改定ですとか、北九州市さんをはじめ、先進的に掘り起こしを行っている自治体の事例集というものを取りまとめまして、そういったものを、適時自治体の皆様に提供するという取組を進めているところでございます。

その次のページにいただきまして、少し飛ばさせていただきますが、⑦のところでございます。

⑦のところでは、「事業終了後に速やかに解体・撤去が行えるよう必要な財政措置を講じるとともに、解体・撤去の時期、方法について、十分な時間的余裕をもって事前に協議を行うこと」となっております。こちらについて環境省としましては、JESCO での処理が完了したあかつきには、撤去、土地の原状回復を行う必要がございますので、こちらについては、北九州市を含め、全国5か所の処理施設のために、現在から積立を開始しておりまして、現在で90億円の措置をしているところでござ

ざいます。また、この解体についての取組については、十分時間的余裕をもって協議するというので、まずは技術的な検討を開始しているという状況でございます。

次のページにいただきまして、「3. 地域の理解」、地域の皆様のご理解についてということでございます。こちらにつきましては、(1)で、しっかりとしたリスクコミュニケーションの徹底を図るということで、継続的な交流などもさせていただくということでございます。こちらについては、本日も、夜遅い時間で恐縮ですけれども、お時間を頂きまして、皆様にご説明させていただく機会を頂戴しております。平成27年から開始させていただきまして、毎年、この取組状況などを報告させていただくこととしてございます。

また、(3)といたしまして、この北九州市の皆様のご理解、ご協力があること成り立っている事業であるということについては、この処理の対象地域の皆様にもご理解いただく必要があると考えておりまして、環境省としてもさまざまな機会、先ほど申しました連絡会議ですとか、直接訪問する機会にも自治体の皆様にご説明をして、そういったご認識、ご理解をいただくという取組を続けているところでございます。

また(5)では、北九州市さんの取り組む環境未来都市の取組がさらに発展・展開するよう密接な連携を図ることということでございます。こちらにつきましては、PCB事業とは別に、従来から北九州市さん、市内の研究機関、事業者の皆様と連携をさせていただき取り組んでございます。さまざまな連携がございますけれども、例を挙げますと、防災拠点としての再生可能エネルギー導入促進のモデル事業や、北九州市さんの先進的な取組をアジア地域の都市に展開していく都市間連携に係る調査の委託業務など、また、去年は日本がG7の議長国でございまして、富山で環境大臣会合を開催しておりますが、その際に日本の代表的な都市としまして、北橋市長にもご参加いただいて、日本代表としてお話を頂くということなど、環境省としてもさまざまな連携や協力をさせていただいておりますので、こういった取組を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

最後に、「4. 取組の確実性の担保」ということで、こちらについては、全般的に申しまして、北九州市と引き続き緊密な連携をさせていただいて、しっかりと確実に取組を進めていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○座長

引き続き、市のほうからお願いします。

○北九州市（環境局）

それでは、北九州市のほうから、資料4-1をご覧ください。

「安全かつ早期の処理完了に向けた市の取組状況」といたしまして、前回の監視会議でご報告させていただいた以降の北九州市としての取組状況、それから今後の実施予定等について、ご説明をさせていただきます。

ます。

まず資料の1ページ、「1. 処理の安全性の確保」につきまして、(1)の輸送路の安全対策事業につきましては、PCB 廃棄物の安全な輸送を確保するために、以前から若戸大橋や響灘大橋を越えたところの臨港道路等の補修工事を実施しております。これにつきましては、本年の7月の完了予定でございます。それから、(2) 消防活動資機材の更新及び増強でございますけれども、これは万が一のPCB 収集・運搬、処理時の火災や漏洩事故等が発生した場合の対応に必要な資機材を、あくまで万が一でございますけれども、整備をさせていただいております。今年度は、空気呼吸器、塩素ガス測定器、防毒マスク、これらについて更新をさせていただきます。

次に、「2. 期間内での確実な処理」という項目でございます。こちらについては、大きく3点取組を行ってございます。まず、「(1) 第2回北九州 PCB 廃棄物処理事業に係る西日本広域協議会の開催」ということでございます。こちらにつきましては、昨年8月に関係の自治体、全部で68自治体でございますが、こちらにご参加いただきまして、開催をさせていただきます。参加自治体からは、期間内処理に向けた掘り起こし調査などの取組状況について、全自治体からご報告を受けております。また、本市からは参加自治体に対しまして、今回の法改正によりまして、変圧器・コンデンサーの処理につきましては、原則として平成29年度末までに行わなければならないということになりましたので、なお一層の取組の強化について強く要請をさせていただきます。

それから、「(2) 北九州事業エリアの対象自治体を個別訪問」ということでございますが、こちらについては先ほど申し上げましたように、昨年のPCB 特措法の改正によりまして、原則として変圧器・コンデンサーの処理期間が1年前倒しになりました。そこで、会議としてはお集まりいただき取組状況をお伺いはしておりますが、何分会議の時間帯で短いコメントしか頂けない。あとは、各自治体間の抱える問題点などはやはり違いますので、そういうことを踏まえまして、昨年6月から10月にかけて岡山以西の36自治体を、私ども職員で個別訪問をいたしております。これは、やはり処理施設の立地自治体、地元自治体といたしましては、関係自治体の掘り起こし調査、処理完了までのスケジュールなどの取組状況をつぶさに把握する必要があります。なお一層の取組強化についても要請をいたしました。最終的に期限を越えての受入についてはできませんよと、なのでしっかりやっってくださいということで、強く36自治体に対して申しました。

「(3) 経済産業省九州産業保安監督部に対する要請」でございます。これは先ほど環境省さんのほうからもご説明にありましており、PCB含有機器につきましては、まだまだ相当量の使用中の機器が存在してございます。そこで、PCB 廃棄物として処理期限内に処理を完了するためには、そのPCB含有の使用機器の一日も早い使用中止というものが求められます。今回、それが関係規則等で規定をされたわけでございますけれども、私どもといたしましては、電気事業法、大本の法律を所管しま

す経済産業省と自治体の連携が今後必須になりますので、本市から九州内の関係自治体に呼び掛けをさせていただきます。今月の1月16日に17自治体連盟で、九州産業保安監督部に対して要請書を提出いたしました。具体的には、管轄している事業者の指導の徹底だとか、自治体に対する情報の提供を逐次行っていただくとか、今からは最終的に自治体がこの処理に向けて取組を行っていかねばいけないので、その辺りの情報提供をきちっとやってくださいというような中身で要請をしております。

続きまして、2ページをご覧ください。「3. 地域の理解（情報発信）」でございます。こちらについては、従来からいろいろな手法を使いまして実施をしてございますけれども、PCB処理に関する情報を広く市民の皆様にお知らせするという観点から、今年度は以下の（1）から（4）までの取組を行ってございます。今後も引き続き、必要に応じて内容をリニューアルするなど、分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと思っております。

次に、「4. 取組の確実性の担保」という部分でございます。こちらにつきましては、平成27年10月に、北九州PCB処理事業所における排気中ベンゼンの超過事案を踏まえて、安全操業を確保すべく、本市としても監視・指導体制を強化してまいりました。その中で、JESCOの再発防止策が実効的に機能しているかチェックをしてまいりました。その状況についてご説明をさせていただきます。

「（1）立入の検査、報告徴収の強化」という部分でございます。こちらについては、私も毎月ペースで北九州事業所に抜き打ちで立ち入りを行って監視をしてまいりますということを申し上げてまいりましたけれども、こちらについては昨年の7月から12月にかけて、抜き打ちの検査という形では21回、概ね週1ペースで立入検査をしてございます。立入検査の内容としては、設備の改造部分が適切に操業されているかとか、あとはソフト部分で講じるようになった中身が書類的にもきちっと整っているかということ、現場の確認、それから書類のチェック、関係職員からのヒアリング等々を通じて確認をしてまいりました。

「（2）軽微なトラブル事象の把握」、これは3ページでございます。こちらは、JESCOのほうからもご説明がありましたとおり、JESCOと運転会社の間で、毎月これまでもリスクアセスメント推進会議を行ってきております。こちらに市といたしましても毎月出席し、軽微なトラブル、ヒヤリハット事例など、全てのリスク情報につきまして、現場から直接収集・把握をしてございます。特にトラブル事例については、発生都度リアルタイムで報告を受ける体制を整えてございます。

それから、「（3）行政測定の強化」でございます。こちらは、従来は市の測定といたしましては年1回の測定でございましたが、ベンゼン事案発生以降につきましては、全ての換気口・排気口で年2回の測定を実施してございます。JESCOの実測定結果との整合性等も含めた、きめ細かく傾向管理を行っております。今後も、この体制を維持してまいりたいと考えてございます。

「(4) PCB 処理監視会議の監視機能の強化」の部分でございます。本日も、先ほどご意見を頂きましたけれども、午前中に処理施設の立入を行っていただきました。従来トラブル等が発生した場合に行ってございましたけれども、現在は平常時においても定期的に実施をしてございます。昨年度は、4 回立入を実施していただいております。今後もきめ細かに監視をしてまいりたいと考えてございます。

「(5) 市民に対する情報提供の強化」でございます。先ほども申し上げましたけれども、4 点ほどやってまいりました。今後も、新鮮な情報を、正確にお伝えできるような情報発信に努めてまいりたいと思っております。

このようなベンゼン事案以降に、本市として PCB 処理事業に関する監視指導体制を強化して取り組んでまいりました結果、JESCO のベンゼン事案に関わる再発防止策は、現在のところ実効的に機能していると考えてございます。JESCO、環境省の取組と合わせましても、しっかりとこの状況を確保してまいりたいと思っております。

そこで、ベンゼン事案という項目に限定したご報告につきましては、今回をもって一区切りとさせていただきたいと思っております。しかしながら、今後も北九州事業所の操業は継続いたしますので、こういったベンゼン事案の再発防止の項目も含めて、安全操業が継続されることが大前提でございますので、引き続き、JESCO、環境省、本市の三者が一体となって、しっかりと安全確保に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○座長

ありがとうございます。ただいまの環境省及び北九州市からの説明に関して、コメント等。

○委員

3 点ございます。まず 1 点ですけれども、カウントダウンが始まっているのに、電気事業者の点検で啓発という項目で、1 年に 1 回とおっしゃっていましたが、それは間に合うのかという点です。

それと、資料 3-1 の 4 ページ、第 1 章ですけれども、2 番目の高濃度 PCB 廃棄物の計画的処理期限、ここに記すべき日付をお教え願いたいのと、その下に低濃度はきちっと期限を書いていますので、高濃度は何日と書かれるのかというのと、完了期限の 1 年前というのは短くないですか。処理してしまうのに 1 年で大丈夫かという疑問です。

それと、7 ページですけれども、「政府の」といううんぬんのところは、今まで全部着手して足りない分があったから、率先処理をするために、少しは残っているということなのではないでしょうか。それとも、11 年経って初めて今、この行動をされたということなのか、そこをお伺いしたいところです。

○環境省

ご質問ありがとうございます。1つ目の年次点検の件、こちらについては、ご指摘のとおりでございます。電気事業法関係省令の改正施行が12月1日から施行されてございます。この12月1日から行われる年次点検は、1周しますと11月30日までかかるということになりますので、特に北九州事業エリアについてはできる限り前倒しで取り組むよう、事業者に対しての要請を経済産業省から行っているということでございます。

また、こういったものが見つかった場合には、通常ですとその翌年の6月末に届出を出すということになっておりますけれども、それでは間に合いませんので、見つけ次第、届出をするという規定になってございます。

2つ目のご質問で、PCB廃棄物処理基本計画のところの期限が、高濃度のところが書いていないということで、失礼いたしました。こちらについては、各地域において期限が異なるということがございますので、北九州事業エリアにつきましては、先ほど宮金課長からもお話がありましたけれども、変圧器・コンデンサーについては平成30年3月31日で、安定器・汚染物等については平成33年3月31日というのが処分期間となっております。これに対して、1年後が計画的処理完了期限、特例処分期限日になってございます。

1年では短いのではないかとご指摘でございます。こちらについては、さまざまな法令等の議論がございまして、これまでの期限に対して、それぞれお持ちの財産権の放棄も含めて、厳しい法規制をかけるということで、1年前に違法状態という罰則を含めた、改善命令もかけられるような状況になって規制をしているということでございます。

この期間、決して長い期間ではないというのはご指摘のとおりでございますので、そういった、なかなか処理をしていただけないところに関しては、先ほど申しましたとおり、事前に準備を進めます。あまりあってはならないのですけれども、実際の皆様が、最終的に代執行をする場合にも、支援の体制については今年度からしっかり整えて、その1年でしっかりと処分をするということを進めていくということで、体制の整備に努めているところでございます。

3点目の政府の取組については、もちろんのことながらこれまでについてもさまざまな取組をしてきてございます。公共施設については、平成12年に全ての安定器を調べることを閣議了解したり、さまざまな取組は進めてまいりました。

ただ、その進捗について、しっかりと今回の閣議決定の計画に位置づけて取り組んでいくと。これは、事業者に対して非常に厳しい規制をかけさせていただくということ上では、政府としても、しっかり取り組み、その状況を公表させていただくというものでございます。

○委員

今の説明と北九州市との関連で、変圧器・コンデンサーは平成 29 年度末までに北九州地区では処理を終えなければいけないと。それと、安定器及び汚染物等は 32 年度までですね。そうすると、先ほどの資料 1-1 の 9 ページは、それを超えて計画されていますが、これは当然、見直されるわけですね。

この下の年度計画表は、前回提出したものと同じ内容が出ていると思いますが、そうすると、コンデンサー・変圧器については 30 年度にずれこんでいますよね。これをどうされるつもりなのですか。

○環境省

ご質問ありがとうございます。説明が少し足りない部分がありました。法律上の用語と実態の関係がございまして、まず法律で求めている処分期間までに行わなければならないことは、処分ということで、その処分をするための契約をするということまでが規定でございます。その後、実際に JESCO に搬入されて処理をされるということでございますので、実際の処理については、その翌年度に対しても処理が行われるということになります。

それと、もう 1 つは、今回 1 年間前倒しになったということでございますけれども、一部の事業者に対しては特例処分期限日が設けられております。PCB 廃棄物を大量に保管されていて、これまで計画的に処理を進めていただいている事業者さんについては、最終年度までに処理が完了するように毎年度計画的に処理をしてきたということでございますので、これを前倒しして処理していただく必要はなく、この事業者に関しては確実に処理が完了するだろうということで、現在の計画どおり処理をしていくということで、最終 1 年間についても例外的に認めているという状況でございますので、そういった部分については、残り 1 年分で実質上の処理が行われているという状況でございます。

○委員

そうすると、もう 1 回確認ですけれども、平成 29 年度までに、電気事業法関連の機器等については、廃止処分する期限がそうだとということで、それから 1 年間も処理期間ということになるわけですね。

したがって、この表でいくところの変圧器・コンデンサーは、30 年度以内の処理であれば、北九州市と約束した処理期間は守られるということで理解していいのですか。

○環境省

今回の法改正については、計画的処理完了期限という考え方自体に変更はございません。もともと決めた計画的処理完了期限にすべきことを行うと。

今回の法改正で決めた処分期間は、その1年前に法律上の期限を決めさせていただくと。なぜかという、その期限までに終えていただかないと違法状態になります。違法状態になることで、初めて行政上の処分ができるということになります。このルールがあることによって、強制的な措置も含めて、もともとお約束している期限を守るというものでございます。

○委員

以前の監視会議の中でも、経済産業省が非常に前向きでないと、私は感じているので、何回も発言したことがあるのですが、それでようやく、昨年12月に電気事業法関連のいろいろな省令告知等になって、初めて本気ベースになってきたということですが、今、委員が言われたように、こんなに短い期間で本当に大丈夫なのか。後からまた出てくることがあるのではないかとということで、資料3-2の「北九州市受入条件の履行状況」の5ページに、毎回確認させていただいておりますけれども、「いかなる理由があろうと、処理期間の再延長がないこと」という、北九州市の前回の受入条件の履行状況についての文言は、非常に、この条件に合致した文章ではないように思うのです。

曖昧な書き方で、しかも、その後の7ページの(2)に、「30年度を目途に、中間総括を行い、北九州市に報告するとともに、その結果に基づき、必要な処置を検討・実施すること」ということですので、この辺の表現方法を見ますと、また新たに見つかったということ、そろそろ出てくるのではないかとということになります。この受入条件の履行については、きちっと履行していただけるという理解でよろしいのでしょうか。

○環境省

はい、もちろんでございます

○委員

北九州エリアにおいてあったとしても、それをよその地区の処理エリアに持って行ってでも処理するということですね。

○環境省

よそのエリアに持っていくことは、法律上禁止されておりますので、そういったことがないように、全ての自治体の皆様と協力して、今、確実に掘り起こしをしているという状況でございます。

○座長

ですから、延長しないことを担保するために、いろいろな策を実施していますと。それだけでいいのではないですか。

要するに、取り組んでまいりますではなくて、取り組んでいますでい

いのではないですか。延長しないように取り組んでいますと。

○環境省

はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員

すみません。3-1の10ページ、「地方環境事務所における任期付職員の募集」という欄ですが、これは4月1日からということですがけれども、実際、応募等はあるのでしょうか。

それと、1点気になったのが、期間任用付というのも気になったのですけれども、期間自体が31年の3月31日までということで、変圧器・コンデンサーが29年度末、安定器及び汚染物等は32年度末なので、若干期間が中途半端な気もしています。従事する業務自体もかなり重要な部分だと思うのですけれども、この点に関してお考えをお聞かせください。

○環境省

ありがとうございます。まず現在まさしく採用プロセスでございますして、詳細には申し上げられませんが、確実に即戦力となる人材を確保して取り組んでいくということ。万が一それが難しい場合でも、年度当初に、確実に開始できるようにしていくことはあろうかと思えます。

まず、期間については、実は一度に任用できる期間がこれくらいということがありますがけれども、先ほどご指摘いただいたとおり、安定器も含めて、処分期間を終えるまでの任期というのは、人事当局と協議して、確保はしているということでございます。ただ、今回の募集に関してのこの期限ということになってございます。

○委員

では、期間内は、こういう処置は取っていただけるところでよろしいですか。

○環境省

そうでございます。

○委員

市に1点伺いたいのですけれども、低濃度の話なので、さらっと答えていただける範囲で結構ですけれども、前回の会議の時に、高濃度と同様に掘り起こしを行っていくということで、今年度、来年度、再来年度、30年度中には全体を把握したいという計画で行いますという回答だったのですが、今年度ももうあと2か月くらいですけれども、今年度の進行状況があれば、ご披露いただければと思います。

○北九州市（環境局）

ご質問ありがとうございます。市内の低濃度 PCB 掘り起こしにつきましては、平成 27 年度は、いわゆる電気事業法の自家用電気工作物の届け出事業者、これが市内に約 5,200 事業者ございます。こちらに対して、アンケート調査方式で掘り起こし調査を行いました。今年度につきましては、市内の約 2 万 3,000 事業者に対しまして、現在、掘り起こし調査中でございます。

いずれにしても、アンケート調査でございますので、1 回で 100%にはなりません。ただ、昨年度行いました調査につきましては 75%。今年もほぼそれくらいになるかと。昨年度の分の残りの 25%の未回答事業者については、再度調査、それから事業所への立入等を含めて、今、把握に努めているというところでございます。

○座長

他にございませんか。

1 点だけ、どちらでもいいのですけれども、掘り起こし調査のマニュアルはありますか。アンケートの内容ですかね。要するに、各自治体がどうやって掘り起こしをすればいいかというノウハウを、例えば北九州から授けるとか、そういう方策はやっていらっしゃるでしょうかという話です。

○北九州市（環境局）

今、座長からご指摘いただきました点につきましては、環境省のほうで「掘り起こしマニュアル」というものを、26 年の 8 月に策定をさせていただいております。その基となるのが、PCB の廃棄物の掘り起こしについては、北九州は先だって、平成 20 年度から計 5 回にわたって掘り起こし調査をやっておりますので、その時の経験等を環境省とも情報を共有しながら、そういった中身を反映させていただいてマニュアルを作っている。

適宜内容の見直しを国のほうで行っていただいで、昨今も、最新版に改定されたものが出されております。以上でございます。

○座長

ありがとうございます。何かありますか。

○環境省

おっしゃるとおりでございます。先進的に取り組んでいただいでいる北九州市さんの取組を最大限活用させていただいて、他の自治体の皆様にも共有させていただいております。

○座長

これで、議事は一応終わるのですけれども、全体を通して何かコメン

トがあれば。特にございませんか。
では、議事を終了したいと思います。

○事務局

浅岡座長、委員の皆様方、長時間のご議論、非常にありがとうございました。本日賜りましたご意見につきましては、今後の北九州 PCB 処理事業に対する監視・指導にしっかりと生かしてまいりたいと考えてございます。

また、次回の開催月につきましては、関係者との調整の上、また改めてご連絡をさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、「第 37 回北九州市 PCB 処理監視会議」を閉会させていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

〔終了〕